

# 横浜市若年がん患者等妊よう性温存治療に関する 助成を開始します

将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期及び若年のがん患者に対し、国の規定に基づき都道府県による妊よう性温存治療の費用の一部助成が行われています。

横浜市は、妊よう性温存治療に関する切れ目のない支援を目的に、都道府県の助成対象外である、患者が妊よう性温存治療を受けないと決めた場合のカウンセリング料や、妊よう性温存治療で凍結した精子、卵子、受精卵、卵巣組織の保存更新料の助成を開始します。

## 本助成制度の概要

※本助成制度はがん治療を受けている横浜市民を対象としたものです。

### 1 カウンセリング料の助成

#### (1) 主な対象要件

令和6年4月1日以降に妊よう性温存治療の実施に関するカウンセリングを受け、治療を開始しないと決定した、カウンセリング日における年齢が43歳未満の横浜市在住の方

#### (2) 助成対象費用

カウンセリング費用、初診料や外来診察料等

#### (3) 助成額

支払った金額の7割（上限1万円）

#### (4) 助成回数

1回限り

#### (5) 申請期限

カウンセリング実施日から1年以内

### 2 凍結した精子・卵子・受精卵・卵巣組織等の保存更新料の助成

#### (1) 主な対象要件

令和5年4月1日以降に妊よう性温存治療を実施し、都道府県の妊よう性温存治療の助成を受けており、凍結保存更新料の支払日における年齢が43歳未満の横浜市在住の方

#### (2) 助成対象費用

凍結した精子・卵子・受精卵・卵巣組織の保存更新料等

#### (3) 助成額

支払った金額の7割または卵子・胚（受精卵）・卵巣組織の保存更新料（上限3万円）、精子の保存更新料（上限1万5千円）

#### (4) 助成年数

凍結保存更新料を初めて支払った日の年齢が、38歳以下の方は5年、39歳以上43歳未満の方は43歳に達するまでの年数

#### (5) 申請期限

更新料支払日の翌日から1年以内

## 都道府県の助成制度も含めた流れ

	内容	助成の申請先
Step1	妊よう性温存治療に関するカウンセリング (妊よう性温存治療を受けるか意思決定)	治療を受けない場合は横浜市 治療を受ける場合は、都道府県
Step2	妊よう性温存治療と、治療と合わせて行う 検体の凍結保存	都道府県
Step3	凍結した検体の保存更新	横浜市
Step4	温存後生殖補助医療	都道府県

## 申請方法

横浜市若年がん患者等妊よう性温存治療に関する助成申請書に必要事項を記入し、必要書類をそろえて郵送

### 【申請書郵送先】

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市医療局がん・疾病対策課 妊よう性温存治療担当

申請に必要な書類は、横浜市ホームページからダウンロードできます。

## 制度の詳細

詳細については、こちらのホームページをご覧ください。

🔍横浜市 妊よう性 助成



<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/iryo/gan/taisaku/ninyousei/index.html>

### 【参考】「国の規定に基づく都道府県による妊よう性温存治療の助成」とは

「妊よう性温存治療」とは、将来自分の子どもを授かる可能性を残すために、がん治療の前に、卵子や精子、受精卵、卵巣組織の凍結保存を行う治療のことです。

国の「小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」として、都道府県は、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA 世代のがん患者等に対して、妊よう性温存療法及び妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等に要する費用の一部を助成しています。

### お問合せ先

医療局がん・疾病対策課長 三室 直樹 Tel 045-671-2957